

果樹産地農協における 樹園地継承に向けた取組み

—長野県のリンゴ・ブドウ産地の事例から—

研究員 宮田夏希

〔要 旨〕

果樹作は、労働集約的であることなどから担い手への農地の集積が進んでいない。そのため、農業者の減少に伴って栽培面積が大きく減少している。果樹作では、農地の引受け手を見つけるのが難しく、優良な農地であっても維持していくのが困難な状況にあるとみられる。

そこで本稿では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継承に向けた農協の取組みについて検討した。取り上げた2事例では、農協やその子会社が改植や樹園地の一時管理を行うことで産地内の条件の良い樹園地の継承につなげていた。農協がこのような取組みを行うことは産地の樹園地の維持に効果的と言える。このような取組みを行うにあたっては、①樹園地の引渡し先確保の仕組み、②どの樹園地を引き受けるかという判断基準、③費用負担のあり方、といった点に工夫を要する。ただし、農協が引き受けきれない樹園地の扱いは課題として残る。

目 次

はじめに

1 樹園地をめぐる動向

- (1) 経営体数と面積の推移
- (2) 他作目と比較した特徴
- (3) 樹園地流動化の状況

2 JAながのによる改植事業

- (1) 地域の果樹農業の概要
- (2) 取組内容
- (3) 費用
- (4) 効果と実績
- (5) 借り手がみつからない樹園地の状況

(6) 取組み継続にあたっての課題

3 (有) 信州うえだファームによる樹園地の一時 管理・継承

- (1) 法人および地域の果樹農業の概要
- (2) 取組内容
- (3) 費用
- (4) 効果と実績
- (5) 引き受けなかった樹園地の状況
- (6) 取組み継続にあたっての課題

4 農協が取り組むうえでのポイント

おわりに

はじめに

日本農業では、高齢化による農業者の減少に歯止めがかからないなかで、農地をどのように維持していくかが課題となっている。農地を維持する方法として、離農者の農地を担い手に引き継ぎ、担い手の規模拡大を進めることが政策的に推進されているが、果樹作では規模拡大があまり進んでいない。その背景には、果樹作は労働集約的であり、大幅な規模拡大が難しいことがある。そのため、特に果樹作では農地の引受け手がみつからず、優良な農地（樹園地）であっても維持していくのが困難な状況にあるとみられる。

これまで、樹園地に関わる調査研究では、樹園地の売買・貸借における課題や、売買・貸借を進めるうえでの工夫に注目されることが多かった（桂（2002）、徳田（2011）、宮田（2019）など）。これは、樹園地では土地と永年性作物（一度植えると長い年月育てる作物）が一体となっていることから、田や畑よりも農地の条件が複雑になり、売買や貸借の成立に一層の工夫を要するからである。

一方で、樹園地の引受け手がすぐにみつからないという問題に焦点を当てた調査研究はあまりみられない。そこで本稿では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継承に向けた取組みについて、事例をもとに検討を行う。取り上げる事例は、長野県の

農協（およびその子会社）による取組みである。農協は、地域の農地に関する事業を担う重要な主体の一つであることから、本稿では農協の取組みに注目して考察を行いたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節で、樹園地をめぐる動向について農林水産省の統計などをもとに現状を確認する。そして第2節と3節で、樹園地の継承に向けた農協の取組事例を紹介する。紹介する内容は、2022年2月に筆者が実施したヒアリングに基づくものである。最後の第4節では、事例をもとに取組みのポイントなどの考察を行う。

1 樹園地をめぐる動向

(1) 経営体数と面積の推移

最初に、果樹の栽培経営体数と栽培面積の動向を確認する。5年おきに実施されている農林水産省の「農林業センサス」から、データの接続が可能な05～20年の推移をみたものが第1表である。05～20年の間に、栽培経営体数は28.1万経営体から16.7万経営体に、栽培面積は16.9万haから12.3万haに減少している。5年ごとの増減率をみると減少幅は拡大してきており、果樹経営体

第1表 果樹類(露地)の栽培経営体数と栽培面積の推移

	05年	10	15	20	増減率		
					10/05	15/10	20/15
栽培経営体数	28.1	24.8	21.7	16.7	△12	△13	△23
栽培面積	16.9	15.8	14.2	12.3	△7	△10	△13

資料 農林水産省「農林業センサス」
(注) 販売目的の栽培に関する値。

第2表 主要な果樹品目の栽培面積の変化

(単位 百ha、%)

	ミカン	その他 かんきつ 類	リンゴ	カキ	クリ	ブドウ	ウメ	日本ナシ	モモ
05年	548	304	432	248	248	202	186	159	113
20	398	246	371	190	179	178	148	110	101
増減面積	△150	△58	△61	△58	△69	△24	△38	△49	△12
増減率	△27	△19	△14	△23	△28	△12	△20	△31	△11

資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(注) 政令指定品目のうち、栽培面積が上位の品目を表示。

と栽培面積の減少速度が加速していることがわかる。特に、栽培経営体数は15～20年で△22.9%の大幅減となっている。

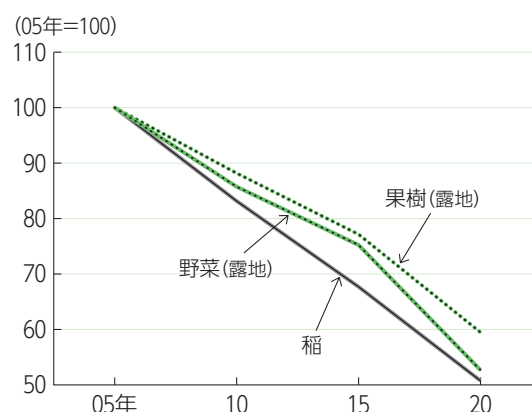
果樹品目別の動向についても確認しよう。第2表は、主要な果樹品目の栽培面積の推移を示したものである。品目によって減少幅に差はあるものの、いずれの品目も栽培面積は減少している。05～20年の間で、減少が大きい品目（日本ナシ、ミカン、クリ）ではおよそ3割、比較的小さい品目（モモ、ブドウ）でも1割以上の面積が減少している。

(2) 他作目と比較した特徴

次に、果樹の栽培経営体数と栽培面積の推移について、稲作・野菜作と比較して違いをみてみたい。栽培経営体数^(注1)については、05～20年の間で減少の仕方にはあまり差がみられない（第1図）。一方で栽培面積^(注2)については、果樹で相対的に減少が著しくなっている（第2図）。

この理由として、稲作・野菜作では経営体の規模拡大により農地の減少が抑えられている一方で、果樹作ではそのような動きが小さいことが考えられる。そこで、経営

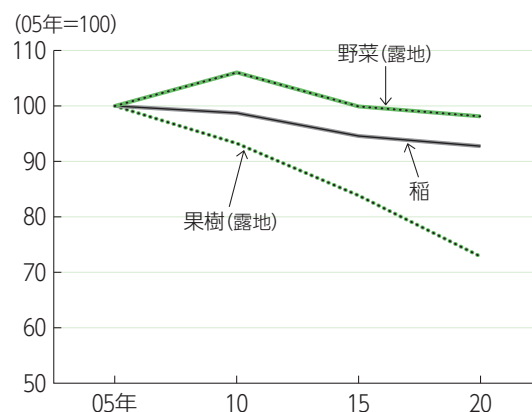
第1図 栽培(作付)経営体数の推移



資料 第1表に同じ

(注) 販売目的の栽培に関する値。稲は15年までは飼料用を含むが、20年は含まない。

第2図 栽培(作付)面積の推移



資料 第1表に同じ

(注) 第1図に同じ。

体の栽培面積規模別の栽培面積の変化を作目ごとにみたものが第3表である。^(注2)栽培面積規模の区分は、各作目で15年の構成比が

第3表 栽培面積規模別の栽培面積の構成比と増減率

(単位 百ha、%)

		果樹(露地)					水稻					野菜(露地)				
		0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～3	3ha以上	1ha未満	1～2	2～5	5～15	15ha以上	0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～5	5ha以上
15年	20	262	318	401	214	222	3,050	2,206	2,662	2,786	2,416	380	276	346	535	862
		193	260	341	192	245	2,097	1,781	2,442	3,040	3,496	261	221	291	493	1,090
構成比	15年	18	22	28	15	16	23	17	20	21	18	16	11	14	22	36
	20	16	21	28	16	20	16	14	19	24	27	11	9	12	21	46
増減率		△26	△18	△15	△10	10	△31	△19	△8	9	45	△31	△20	△16	△8	26

資料、(注)とも第1表に同じ

できるだけ均等になるように5つに区分し^(注3)た。いずれの作目も、15～20年の間に規模が小さい区分の構成比が低下し、規模の大きい区分の構成比が上昇しているが、果樹では構成比の変化が相対的に小さい。面積規模が最も大きい区分の構成比をみると、稲作では15ha以上が18%から27%に、野菜では5ha以上が36%から46%に上昇しているが、果樹では3ha以上が16%から20%に上昇するにとどまっている。また最大区分の面積の増減率でみても、稲作では15ha以上の面積が45%、野菜では5ha以上の面積が26%増加している一方で、果樹では3ha以上の面積が10%増加するにとどまっている。

このように、果樹では規模拡大の動きが相対的に弱くなっている。その要因としては、「はじめに」でも触れたように、果樹作は労働集約的であり、規模の経済(スケール・メリット)が働きづらいことが挙げられる。農林水産省の統計によると、18年の^(注4)果樹経営の10a当たり労働時間は平均218時間、植栽面積3ha以上の経営で168時間となっている。一方で稲作では10a当たり労働時間が平均30時間、30ha以上の経営で15

時間であり、大きな差がある。このようななか、果樹農業でも省力化を図るために農業機械や省力的栽培方法の導入が進められているが、それでもなお労働集約的な性格は強い。農林水産省が示した、スマート農機などを導入した生産性の高い果樹経営モデルの例では、10a当たり労働時間はウンシュウミカン141時間、リンゴ124時間、ブドウ260時間、醸造用ブドウ145時間などとなっている(第4表)。スマート農機などを導入しても、他作目と比較して面積当たり労働時間は長くなっている。

また、労働集約度の高さのほか、果樹では農地の流動化が難しいことも規模拡大におけるハードルとなっている。農地の流動化とは、売買や貸借によって農地の権利を移転することである。果樹は永年性作物であることから、農地の流動化にあたっては土地だけでなく樹体の状態も重要となる。そのため、他作目より農地の取引が難しくなる。具体的には、農地のマッチングにおいて樹体の品種や管理状況が要件となることや、樹体の状態の違いによって農地の売買価格・貸借料の決定が難しくなることなどが流動化の課題となる。さらに、農地の

第4表 生産性の高い果樹園経営の指標

作付面積	ウンシュウミカン 計3.0ha 極早生 0.5ha 早生 1.5ha 普通 1.0ha	リンゴ 計4.0ha 早生(つがる) 0.5ha 中生(シナノスイート) 0.5ha 晩生(ふじ) 1.0ha 加工用(ふじ) 2.0ha	ブドウ 計3.0ha 巨峰 0.5ha ピオーネ 0.5ha シャインマスカット 1.0ha カルベネ・ソーヴィニヨン 1.0ha
基幹技術・経営方針等	マルチドリップかんがい方式 フィールドサーバーの導入 高品質生産によるブランド化 わい性台木(ヒリュウ台) スマート農機(ドローン防除、追従式運搬機等)	トールスピンドル(高密度栽培) 作期分散 規模拡大 加工用果実栽培 スマート農機(自走式スピードスプレーヤー、収穫ロボット等)	短梢せん定 無核化 醸造ブドウ栽培 スマート農機(自動走行車両、自走式草刈機等)
10a当たり労働時間	ウンシュウミカン 141時間	リンゴ 124時間	ブドウ 260時間 醸造用ブドウ 145時間

資料 農林水産省「果樹農業の振興を図るための基本方針」(20年4月公表)

(注) 1 複数ある経営モデルから抜粋して掲載。

2 技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあるものとし、また、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力見込んでいる。

貸借においては、農地の借り手が改植を行った場合に改植費用を借り手と貸し手でどのように負担するか、といったことも問題となる。

(注1) 一般に、非永年性作物である稲や野菜は「栽培」ではなく「作付」という表記を用いるが、ここでは便宜上「栽培」の表記で統一している。以降も同様。

(注2) 栽培面積規模別の栽培面積については、10年以前とデータの接続ができないため15～20年の変化を示した。

(注3) 野菜(露地)のデータは5ha以上が最も大きい区分であるため、各区分の構成比に偏りがある。

(注4) 農林水産省「平成30年営農類型別経営統計(個別経営)」による。果樹作、稲作ともに、単一経営(首位部門の販売金額が販売金額全体の8割以上を占める経営)の経営耕地面積10a当たり自営農業労働時間(雇用者の労働時間を含むもの)を示した。

樹園地流動化は、売買よりも貸借が一般的だと言われている。^(注5)

第5表で樹園地の借入面積の割合の推移をみると、割合は上昇していることがわかる。ただし、これは主に分母である樹園地面積の減少によるところが大きい。樹園地の借地面積の5年ごとの増減をみると、05～10年は3,300ha増、10～15年は1,300ha増、15～20年は500ha増となっており、借地の増加分は徐々に縮小している。その一方で、樹園地面積の減少分は拡大している。

このことから、担い手が離農者の樹園地を受けきれていない状況が深刻化していることが想定される。そこで以下では、引受け手がすぐにはみつからない樹園地の継

(3) 樹園地流動化の状況

ここで、樹園地の流動化の動きについて確認したい。流動化の方法には売買と貸借があるが、樹園地の売買に関しては動向を確認できるデータがないことから、貸借に関する動きをみることにする。なお、近年の

第5表 樹園地の借入面積の推移

(単位 百ha、%)							
	05年	10	15	20	増減面積		
					10-05	15-10	20-15
樹園地面積	2,294	2,138	1,886	1,592	△156	△251	△295
うち借入面積	229	262	275	280	33	13	5
借入面積割合	10	12	15	18			

資料 第1表と同じ

(注) 果樹園のほか、茶園や桑園を含む。

承に向けた農協の取組事例についてみていきたい。事例は、雑誌記事や新聞報道などをもとに、樹園地の継承に関わる先進的な取組みを行っている先を選定した。

(注5) 徳田 (2015)、宮田・安藤 (2017)、松岡・間々田 (2022) は、それぞれ異なるかんきつ産地における調査から、樹園地の購入よりも貸借の方が多いことを示している。また徳田 (2018) は、大規模な果樹経営体への調査に基づき、大規模経営体で借地率が高いことを指摘している。

2 JAながのによる改植事業

(1) 地域の果樹農業の概要

JAながのは、16年9月に5農協（JAちくま・JA須高・JA志賀高原・JAながの・JA北信州みゆき）が合併して誕生した。長野市を含む長野県北部を事業エリアとしており、地域内ではリンゴとブドウを中心に果樹栽培が盛んである。果樹経営の標準的な面積規模は、リンゴの専業農家の場合では家族4人で2ha程度である。

(2) 取組内容

JAながのは、貸付け希望のリンゴ園の改植作業を行い、借り手に引き渡す事業を行っている。事業は、初期費用の大きいリンゴの高密植栽培への改植を手助けすることを目的に、08年に合併前の旧JAながのが開始した。現在事業を実施しているのも、主に旧JAながのエリアである。

事業の流れとしては、まず改植後の樹園地を借りたい人を募り、その希望面積に応じて、貸付け希望の荒廃地または耕作持続が困難な樹園地のなかから、借り手が利用

しやすい条件の樹園地を選んでいる。そして、借り手と貸し手で貸借契約を結ぶ。貸借契約の手続きは、一般社団法人長野市農業公社が行っている。その後、農協が改植作業を実施し、樹園地を借り手に引き渡している。樹園地の引渡し先は、青年部に所属する若手農家の割合が高い。

当事業で実施するのはリンゴの高密植栽培への改植であり、整地、苗の植栽、棚の設置作業等のうち、借り手が作業できない部分を農協で請け負っている。高密植栽培は、反収や作業性の面で優れており、県で普及が推進されている栽培方法である。一方で高密植栽培は植栽本数が多いために、改植には労力と費用がかかるという課題がある。植栽本数を普通栽培と比較すると、慣行の普通栽培では10a当たり20本程度の植栽であるのに対し、高密植栽培では10a当たり250本程度、品種によっては400～500本を植栽する。そのため、農業者自らが高密植栽培の改植作業を行うことは労力的な負担が大きく、当事業の利用ニーズがある。当事業では、改植作業を農協の営農技術員3～4人と農作業支援の派遣作業員10人程度で行っている。また費用については、樹園地の引渡し先がアグリマイティーローンを活用し費用を返済する方法をとっている。改植への国の補助金（果樹経営支援対策事業）を活用し、残りの費用を引渡し先が負担している。

なお、20年度までは仕組みが異なり、農協が樹園地の貸借契約上の借り手となっていた。その際も樹園地の引渡し先が改植費

用を分割払いする点は同じで、以前の仕組みでは支払いが終わった段階（おおむね8～10年）で樹園地の借り手を農協から引渡し先に切り替えていた。この仕組みは農協内でお金の処理を一括してできるメリットがあったが、改植への補助金の受取者が農協になるなど、経理上の課題があった。また、農地利用集積円滑化事業が廃止されて農協が農地を借りることができなくなったこともあり、21年度から仕組みを変えている。

(3) 費用

改植費用は引渡し先が負担するが、このなかには苗代などの物財費のほか、改植作業にかかった農協職員の人件費も含まれる。したがって、当事業に関して農協側の費用負担は人件費も含め一切ない。

(4) 効果と実績

当事業により、改植作業にまでは手が回らない農家が樹園地を借りることが可能になっており、地域の樹園地の継承につながっている。また、高密植栽培は作業性が良く面積当たりの労働時間が短いことから、^(注6)経営体の規模拡大が可能となる。

事業の実施面積は、08～20年度で累計7.5haである。単年度でみると、おおむね4～5人の借受け希望者がおり、計50a程度で事業を実施している。近年は、借受け希望者の方から「あそこの樹園地を借りたいから改植事業をやってほしい」と農協に依頼されることもあり、地域の担い手から事業

の利便性が評価されている。

(注6) 農林水産省の「果樹農業の振興を図るための基本方針」（20年4月公表）によると、リンゴの10a当たり労働時間の指標は慣行の普通栽培では204時間であるのに対し、高密植栽培（トールスピンドル仕立て）では124時間となっている。

(5) 借り手がみつからない樹園地の状況

事業の仕組み上、本事業の対象となる樹園地は貸出希望の樹園地の一部に限られている。そのほかの借り手がみつからない樹園地については、土地所有者が樹体を伐採して更地にし、草刈りなどの管理をしている。山際の樹園地は、徐々に山に返っている。

しかし、多くの土地所有者は周囲に迷惑がかからないように樹体を伐採している一方で、そのまま放置されて荒廃していくところもある。荒廃したところには、農業委員会や農協職員から伐採するように声かけをし、それでも応じないところには市の農業政策課に依頼して声かけをしてもらっている。ただし声かけに強制力はないため、一向に対応してくれない土地所有者もいる。

(6) 取組み継続にあたっての課題

取組み継続にあたっての課題としては、以下の2点が挙げられる。

1点目は、樹園地の貸付け希望者が増加しているのに対し、借受け希望の農家が少ないことである。地域内では現在80歳前後の農家の離農が相次いでおり、樹園地の供給が増えてきている。一方で、若手農家は手一杯まで規模拡大している場合も多くなっており、借り手の数は限られている。

2点目は、営農技術員の不足である。本事業の実施にあたっては、作業現場を指揮できる中堅の営農技術員が必要であるが、人材が不足してきており、事業継続にあたっての課題となっている。

3 (有) 信州うえだファームによる樹園地の一時管理・継承

(1) 法人および地域の果樹農業の概要

(有) 信州うえだファームは、JA信州うえだ出資の農地所有適格法人である。地域農業の担い手不足や耕作放棄地の増大が問題となるなかで、地域農業を守ることを目的として2000年に設立された。事業方針としては、農協自らが農業経営を行うことにより地域の担い手としての役割を果たすとともに、地域に様々な波及効果が発揮できる活動に取り組むことを掲げている。

同社は、長野県東部の上田市、東御市、長和町、青木村を事業エリアとしており、地域内ではリンゴとブドウの栽培が盛んである。果樹経営の標準的な面積規模は、家族2人の専業農家であれば1haに満たない程度となっている。

(2) 取組内容

同社は、樹園地を一時的に借り受けて栽培管理を行い、新規就農者などに継承する事業を行っている。11年に長野県が樹園地継承円滑化モデル事業を補助事業として創設し、その委託先として同社が手を挙げて採択されたことから、事業を開始した。現

在は、農協からの委託事業として実施している。

まず、同社が樹園地を借り受けるまでの流れをみていこう。農協や市の窓口で樹園地の貸付け相談があり、そのうち借り手がみつからなかった樹園地が、同社への貸付け相談案件として持ち込まれている。そのほか、貸付け希望者から同社が直接相談を受ける場合もある。ブドウ園は地域の担い手のなかで借り手がみつかる場合も多いが、リンゴ園は借り手がみつからずほとんどが同社に貸付け相談として来ている。

貸付け相談を受けた農地を同社が借り受けるかどうかは、農協と相談のうえ、将来的に残すべき樹園地かどうかという観点から判断している。具体的には、団地化している場所にある樹園地は基本的に引き受けている。一方で、引き受けないと判断するのは、点在しているような樹園地や周りが住宅地でスピードスプレーヤー(乗用の薬剤散布機)などの機械が使えないような樹園地である。なお、樹園地は農地中間管理機構を通して借りている。

借り受けた樹園地の管理にあたっては、必要に応じて改植を行っている。借受け時の樹園地は樹体の状態が悪い場合も少なく、現在借り受けている樹園地のうちリンゴ園は5割、ブドウ園は3割程度で改植を実施している(22年2月時点、実施予定を含む)。

次に樹園地の引渡しについてであるが、引渡し先はほとんどすべてが独立新規就農者となっている。そのうち95%は同社の研

修卒業生で、残りの5%は長野県の「新規就農里親制度」^(注7)などを活用して就農する人である。

同社が行う研修事業の内容は以下のとおりである。同社では、10人程度を上限に新規就農希望者を研修生として受け入れている。研修期間は2年間で、同社の借り受けている樹園地を使って研修を実施している。そして研修終了後には、樹園地の借り手を同社から就農者に変更し、樹園地を引き渡している。引渡しにあたっては、就農直後に未収益期間が発生しないようにするため、すぐに収穫可能な樹園地を引き渡すようにしている。引渡し面積は1人当たり80a～1ha程度で、これは就農1年目で管理可能な限界の面積である。どの樹園地を引き渡すかは、研修生の希望を考慮して決定する。シャインマスカットの人気の高まりなどの影響で研修生はブドウ園を希望するケースが多いが、同社ではリンゴ園の保有面積が多くなっているため、ブドウ園を希望している場合でもリンゴ園も一緒に引き渡すようにしている。なお、樹園地の引渡し以外にも、同社は研修生の就農時に住宅の紹介や農業機械^(注8)の貸出、青年等就農計画の策定サポートなど様々な支援を行っている。

研修生の募集については、同社のウェブサイト^(注7)で募るほか、県による就農相談会や市町村の窓口への相談経由で応募してくる人もいる。例年、募集人数以上の応募があり、研修生の受入れは安定して行えている。

(注7) 新規就農里親制度は、新規就農を支援したい熟練農業者のもとで、独立新規就農希望者が研修を受ける制度である。長野県内の様々な地

域・作目・経営形態の熟練農業者が受入先として登録されており、19年4月1日時点の登録農業者数は471人である（長野県webサイト）。

(注8) 青年等就農計画は、経営目標やその達成のための計画を定めたもので、計画を市町村に認定されると無利子の青年等就農資金などの制度が利用できる。

(3) 費用

上記の取組みに関する費用は、樹園地の一時管理に関するものと、新規就農希望者への研修に関するものの二つにわけられる。樹園地の管理に関しては、県の補助金（信州農業生産力強化対策事業）を活用して費用負担を軽減している。補助内容は、継承のために一時預かりした樹園地について、農薬代、肥料代、農地の賃借料、設備修繕費、臨時雇用費のそれぞれ2分の1を補助するというものである。また、条件が悪い樹園地をJA信州うえだからの依頼のもとで同社が借り受ける場合には、農協からの費用の補てんがある。借り受けた樹園地で改植をする場合は、国の補助金（果樹経営支援対策事業）を活用するほか、改植した樹園地を引き渡す際に補助金を差し引いた改植費用を就農者に支払ってもらっている。就農者が支払う費用には、改植のための物財費と人件費に加え、改植後の未収益期間（3～4年）の栽培管理費用も含まれる。費用は無利子の青年等就農資金を借りて一括で支払う人が多いが、一括で支払えない人にはリースにして10年程度で返済してもらうようにしている。

次に研修に関する費用についてであるが、同社は研修生を正社員として雇用しており、

賃金や社会保険料を支払っている。研修費については国の助成制度（農の雇用事業）を活用しているが、制度変更により今後は同社が受給できる助成額の縮小が見込まれて^(注9)いる。このようななか、費用負担軽減のために、今後は研修生の受入れに関して地域おこし協力隊の制度を活用することを予定している。地域おこし協力隊は、総務省が実施する制度で、1～3年の期間で地域協力活動を行う人を市町村が主体となって募集しているものである。隊員には国から報償費等が支給されるため、隊員を同社の研修生として受け入れることで費用負担の軽減を図ろうとしている。既に県・市町村と連携して受入れの仕組み作りを行い、22年度に初めて隊員2人を研修生として受け入れる予定となっている。ただし、地域おこし協力隊には出身地などの要件があるため、同社への研修希望者全員に活用できるわけではなく、従来どおりの研修生の受入れも並行して行っていく予定である。

(注9) 農の雇用事業は、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、営農に必要な農業技術や経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修に対して支援を行うもの。22年度からは、現行の農の雇用事業に代わって新規就農者育成総合対策が始まる。農の雇用事業では事業者が研修費等として原則最大年120万円が最長2年間助成されるが、新規就農者育成総合対策では最大年60万円が最長4年間助成される仕組みとなる。

(4) 効果と実績

同社は、団地化している場所の樹園地を借り受けており、荒廃による周辺樹園地への被害を防止できている。樹園地の借受け面積は、12～21年度で累計26.3ha（うちリン

ゴ14.0ha、ブドウ12.0ha、ナシ0.4ha）で、うち継承済み面積は14.2ha（うちリンゴ5.2ha、ブドウ8.6ha、ナシ0.3ha）となっている。^(注10)

また、同社の研修を経て新規就農した人は22年3月時点で47人にのぼり、地域の担い手の増加にも貢献している。今後、新規就農者が規模拡大によって産地の樹園地を引き受けていくことも期待される。

(注10) 同社は、樹園地継承事業とは別に、耕作放棄地を再生してワイン用ブドウ団地を造成し、新規就農を支援する事業を行っている。樹園地継承事業の実績には、ワイン用ブドウの造成・引渡し面積は含んでいない。

(5) 引き受けなかった樹園地の状況

同社での引受けを断った樹園地は、土地所有者が樹体を伐採するか、もしくは放置されて荒廃園となっている。荒廃しないように樹体を伐採するかどうかは土地所有者次第である。同社が引受けを断っているのは点在しているような樹園地なので、今のところ荒廃による周辺樹園地への被害はあまり出ていないが、景観悪化などの問題がある。荒廃しているところには、農業委員会から土地所有者に対して適正な管理をするように声かけを行っている。

(6) 取組み継続にあたっての課題

取組み継続にあたっての課題としては、以下の2点が挙げられる。

1点目は、貸付け希望の樹園地が想定以上に多いことである。貸付け希望の樹園地は、当初の想定の数倍にのぼっている。11年に県の樹園地継承円滑化モデル事業に採択された際の事業計画では、3年間で累計

3ha、5年間で4ha、10年間で7ha程度を借り受ける見通しとしていたが、実際は3年後に累計8.8ha、5年後に15.8ha、10年後に26.3haを借り受けている。さらに、今後はより一層貸付け希望の樹園地が増えることが見込まれている。同社の保有する樹園地は現在12haだが、同社の体制で保有可能な面積は最大で15ha程度であるので、余力はそれほど大きくない。

2点目は、取組みの費用負担が大きいことである。公的補助金を活用しているものの樹園地の一時管理に関する収支は厳しく、一部は農協からの補てんや同社の他の事業の収益で賄っている。

4 農協が取り組むうえでのポイント

取り上げた2事例では、農協やその子会社が改植や樹園地の一時管理を行うことで樹園地の継承につなげていた。農協がこのような取組みを行うにあたってのポイントとして、以下の3点を提示したい。

1点目は、樹園地の引渡し先の確保である。樹園地の引渡し先がみつからなければ、農協が保有する樹園地が増え続けてしまい、持続可能な取組みにならない。これについてJAながのは、樹園地の引渡し先を先に募り、引渡し先が決まっている範囲で改植を実施する仕組みをとっている。改植した樹園地の借受けを希望する農業者は毎年一定数いるので、事業を継続できている。他方で信州うえだファームは、新規就農希望者

を研修生として受け入れ、2年間の研修終了後に樹園地を引き渡す方法をとっている。研修生の受入れは、10人程度を上限に自社のウェブサイトや自治体の就農相談会などで募集しているが、応募が多数あることから引渡し先が安定して確保できている。応募が多数ある理由としては、同社での就農支援が充実していることが大きいと考えられる。農業への新規参入においては農地の確保が大きな課題となっており、研修終了後に農地を引き渡す同社の仕組みは新規参入者にとって魅力的だと思われる。特に果樹では、農地の確保に関して改植による未収益期間の発生も新規就農者にとって問題となりうるが、同社では就農後すぐに収穫可能な樹園地を引き渡していることも大きなポイントである。さらに農地以外にも、農業機械や住居の確保もサポートするなど、手厚い支援内容となっている。新規就農希望者を呼び込んで樹園地の継承につなげるためには、同社のように就農支援体制を整えることが重要と考えられる。

2点目は、樹園地を農協が引き受けるかどうかの判断基準である。両事例とも、借り手がみつからない樹園地が地域内に多数あり、すべての樹園地を改植や一時管理の対象とすることはできない状況にある。そのため、どの樹園地を優先して引き受けるかという判断が必要となっている。これについてJAながのは、引渡し先の借入れ希望面積に応じて、貸付け希望の樹園地のなかから条件の良い樹園地を優先して選んで事業の対象としている。信州うえだファーム

については、将来的に残すべき樹園地を引き受けるとする考えのもと、団地化している場所の樹園地を中心に引き受けている。団地にある樹園地は作業効率が良いことや、点在している樹園地よりも荒廃した場合に周囲に与える悪影響が大きいことを踏まえると、合理的な判断だと言える。

3点目は、費用負担のあり方である。特に果樹の改植にあたっては、改植費用や改植後の未収益期間が問題となる。これについて両事例では、樹園地の引渡し後に引渡し先に費用の支払いを求める仕組みとしている。支払方法はローンやリースでの支払いに対応している。JAながのの場合は、改植後すぐに樹園地を引き渡すため、引渡し先に請求する費用は改植作業にかかる費用のみである。一方で信州うえだファームは、収穫ができるようになるまで同社で樹園地を保有しており、改植費用に加えて未収益期間の栽培管理費用も引渡し先に請求している。このように、農協が樹園地の改植に取り組む際には費用負担の方法を検討する必要がある。

(注11) 全国農業会議所全国新規就農相談センター(2022)によると、新規参入者が就農時に苦労した点として「農地の確保」を挙げる割合が最も高く、72.8%にのぼっている。

(注12) 全国農業会議所全国新規就農相談センター(2019)では、就農時の農地確保における自由記述の回答として「果樹で農地を探すと、借りることのできる園地はほとんどが古く、良い物を収穫できる状態でない。」が挙げられている。

おわりに

本稿では、引受け手がすぐにはみつから

ない樹園地の継承に向けた農協の取組みについて検討した。取り上げた事例のように、農協が改植や一時管理を行って樹園地を継承することは、産地内の条件の良い樹園地を維持するのに効果的だと言える。ただし取組みを行うためには、引渡し先確保の仕組みや、どの樹園地を引き受けるとの判断基準、費用負担のあり方に工夫を要する。

そして残された課題として、農協が引き受けられない樹園地の扱いがある。事例では、周辺樹園地への悪影響等を防ぐために土地所有者が樹体を伐採することが基本的対応となっているが、一部の土地所有者が伐採を行ってくれないという問題が生じている。これに対し、樹体の伐採への補助や農地としての利用でなくとも適正な管理をするよう促すための仕組みが必要と考えられる。また内田(2022)が指摘するように、農地情報の管理の高度化や不在地主の農地への関与を高めることも重要であろう。

足もとの動きとしては、農林水産省が20年5月から開催している「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」において、「農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお耕作困難な農地」に関する議論が続けられている。検討会での指摘を受け、22年度からは農地としての利用が困難な農地の林地化を支援する施策が始まることとなっている(日本農業新聞(2022a))。また農林水産省は、地域ごとの話合いで農業利用する区域と保全管理する区域を明確化すべきとの方針を新たに示しており(日本農業新聞(2022b))、今後地域

での取組みが促されていくものとみられる。さらに23年4月からは相続した土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度の開始、24年4月からは相続登記の義務化が予定されており、所有者不明の土地への対策強化が地域の農地利用に影響を与える可能性がある。今後の議論や制度の動向とその影響が注目される。

<参考文献>

- ・内田多喜生（2022）「耕地の所有・利用関係の変化と課題——急がれる対応、農林業センサス等から——」『農林金融』4月号
- ・桂明宏（2002）『果樹園流動化論』農林統計協会
- ・全国農業会議所全国新規就農相談センター（2019）「新規参入者の経営資源の確保に関する調査結果」
- ・全国農業会議所全国新規就農相談センター（2022）「新規就農者の就農実態に関する調査結果——令和3年度——」
- ・徳田博美（2011）「果樹園流動化による大規模果樹作経営の形成——静岡県三ヶ日地区の事例——」『日本農業経済学会論文集』2011年度
- ・徳田博美（2015）「柑橘産地における規模拡大と経営対応——熊本市河内・白浜地区を事例として——」『農業経営研究』第53巻第2号
- ・徳田博美（2018）「果樹農業における大規模経営の

動向と経営的特徴」『農村と都市をむすぶ』第68巻第3号

- ・日本農業新聞（2022a）「農地の林地化支援 計画策定、整備費助成」2月21日付
- ・日本農業新聞（2022b）「農業利用・保全に分類 人・農地プラン 策定前に協議」3月1日付
- ・松岡淳・間々田理彦（2022）「柑橘作における樹園地面的集積の実態と制約要因——組織的な土地利用調整の実施地区を事例として——」『農業経営研究』第59巻第4号
- ・宮田夏希・安藤光義（2017）「果樹産地における樹園地流動化推進の取組みと課題——静岡県浜松市三ヶ日地区を事例として——」『農業市場研究』第26巻第2号
- ・宮田夏希（2019）「果樹産地での農地流動化——和歌山県JAありだの取組み——」『農中総研 調査と情報』web誌、9月号

<参考webサイト>

- ・長野県「新規就農里親支援制度紹介」22年3月31日アクセス
<https://www.pref.nagano.lg.jp/noson/nosonshinko/shinkisyuno.html>
- ・農林水産省「『長期的な土地利用の在り方に関する検討会』開催要領」22年3月31日アクセス
https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/index.html

（みやた なつき）

